第四十五条の五の見出し中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同条中「第六条の二十五」を「第六条の二十四」に、「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に、「法第五十三条第一項」を「第五十三条第一項」に、「法第三百二十一条の八第一項」を「第三百二十一条の八第一項」に、「法第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第二項第一号」に、「法第三百十二条第三項第一号」を「第三百十二条第三項第一号」に、「法第五十三条第二項」を「第五十三条第二項」に、「法第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項」に改め、同条を第四十五条の四とする。

第四十七条の二第二項中「第十四条の十第二項」を「第十四条の六第二項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第四十五条の四第一項」を「第四十五条の三」に、「第六条の二十四第一項に規定する」を「第六条の二十三第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「第四十五条の四第二項」を「第四十五条の三」に、「第六条の二十四第二項に規定する」を「第六条の二十三第二号に掲げる」に改める。

第四十八条の十中「第八条の六第一項から第六項までの規定は」を「第八条の六の規定は、」に改め、「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」及び「、第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と」を「第五十三条第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と」に、「道府県」」を「道府県に」」に、「市町村」と」を「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」と」に改め、「、同条第七項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と」を削る。

第四十八条の十の三の見出し中「第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十一条の八第二項」を「第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段」に、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度」を「前事業年度」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
第二項	予定申告法人	同項の法人
第四項	当該予定申告法人	第一項の法人
	道府県に	市町村に
	関係道府県	関係市町村
第六項	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一項

第四十八条の十の四及び第四十八条の十の五を削る。

第四十八条の十の六の見出し中「第三百二十一条の八第三項」を「第三百二十一条の八第二項後段」に改め、同条中「第三百二十一条の八第三項」を「第三百二十一条の八第二項後段」に、「法第五十三条第二項」を「第五十三条第二項」に、「法第三百二十一条の八第二項」に改め、同条を第四十八条の十の四とする。

第四十八条の十一の見出しを「（法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第五項に」を「第三百二十一条の八第三項に」に改め、「又は同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額」を削り、「法第五十三条第五項」を「第五十三条第三項の」に改め、「、「法第三百二十一条の八第五項」」を「、「第三百二十一条の八第三項の」に改め、「、「法第三百二十一条の八第七項」と」を削る。

第四十八条の十一の二の見出しを「（法第三百二十一条の八第三項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項」を「法第三百二十一条の八第三項」に、「第八条の十三第一項」を「第八条の十三」に改め、同条第二項を削る。

第四十八条の十一の三の見出し中「に係る控除対象個別帰属調整額」を「の控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同条中「第八条の十四」を「第八条の十四第一項」に、「法第三百二十一条の八第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等とする特例適格合併等が行われた場合」を「法第三百二十一条の八第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に規定する通算承認の効力が生じた日（第四十八条の十一の六において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（第四十八条の十一の六において「新たな事業」という。）を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額（法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。第四十八条の十一の六において同じ。）」に、「法第五十三条第五項」を「第五十三条第四項」に、「「法第三百二十一条の八第五項」」を「「法第三百二十一条の八第四項」」に改め、「、「法第五十三条第六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第六項」」を削り、同条に次の一項を加える。

２　第八条の十四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第四項に規定する最初通算事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第三項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の十一の四の見出しを「（法第三百二十一条の八第五項の政令で定める要件）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第七項に」を「第三百二十一条の八第五項に」に、「法第五十三条第七項」を「第五十三条第四項」に、「法第三百二十一条の八第七項」」を「第三百二十一条の八第四項」」に改め、「法人の道府県民税の確定申告書」の下に「（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書」を、「法人の市町村民税の確定申告書」の下に「（法第三百二十一条の八第二十二項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第五項」とあるのは「第三百二十一条の八第五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」を加える。

第四十八条の十一の五の見出し中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「同条第七項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に、「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）」を「のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削る。